

令和8年度こおりやまSNSプロモーションアンバサダーを活用した魅力発信業務
委託仕様書

1 業務名

こおりやまSNSプロモーションアンバサダーを活用した魅力発信業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務目的

本業務は、本市の歴史や文化、産業などあらゆる分野の魅力をSNSで全国にPRする「こおりやまSNSプロモーションアンバサダー」（以下、「アンバサダー」という。）を活用し、アンバサダーからの情報発信を通じて、本市のイメージや認知度の向上及び関係人口の創出に繋げることを目的とする。

4 業務のこれまでの経過とアンバサダーの概要

(1) 方針

本業務は、風評払しょくを狙いとした福島県外の住民に対する情報発信やイベント開催等の支援を目的とした復興庁の地域情報発信交付金を活用し、実施するものである。

令和6年度は、アンバサダーオーディションを開催し、総応募者数1,017名の中から3名のアンバサダーを決定した。オーディション過程でのシティプロモーションに加え、アンバサダー就任後のSNS投稿や動画制作を通じて、本市の魅力を広く発信した。

令和7年度は、アンバサダーの投稿内容充実化及び投稿回数増加、イベント参加等により、アンバサダーの認知度向上及び発信力の強化を図った。

令和8年度は、これまで実施してきた本市の魅力発信に加え、市内の農業・企業・環境保全等の作業体験を通じた体験型のライブ投稿や、アンバサダーを活用した交流会等を実施することにより、県外住民に対して訴求効果の高いプロモーションを図るものとする。

(2) アンバサダーの概要

目的	本市の歴史、文化、産業及び地域のあらゆる分野における魅力を主にSNSを通じて全国に情報発信し、本市の知名度及びイメージの向上を図ることを目的としている。
活動	(1) 個人のSNSアカウントを活用した本市の情報発信による知名度向上に関する活動 (2) イベント等への出演によるイメージアップの推進に関する活動

任 期	令和6年10月19日から令和10年3月31日まで ※令和8年4月1日から再任
アンバサダー 紹介	①橘 凜華 ②ゆうみ ③rinomama (りのまま) 参考：ウェブページ https://www.funfankoriyama.com/ YouTube アカウント「Fun Fan Koriyama」(令和6年度制作動画) https://youtube.com/@funfan.koriyama?si=BaMiId98QTKPN1jw

5 業務内容

(1) アンバサダーによる情報発信に係るマネジメント及び投稿内容企画

- ア アンバサダーの令和9年3月末までの活動マネジメントを行うこと。
- イ 想定される最低限の活動内容については、以下のとおりとする。
 - (ア)各アンバサダーの個性を活かした内容で、イベントや本市特産品等をPRする情報発信を行うこと。(月1回×3名)
 - (イ)市内外のイベントに参加し、実際に体験した内容でイベントをPRする情報発信を行うこと。(年1回×3名)
 - (ウ)市内にホームタウンを置くトップスポーツチームを応援する企画を実施し、情報発信を行うこと。(年1回×3名)
 - (エ)市内の農業・企業・環境保全等の作業体験を通じて、本市への理解度を深めることができる情報発信を行うこと。(年1回×3名)
- ウ 上記イに必要なアンバサダーの交通費、謝礼、特産品の調達・送付等の経費については本委託費の範疇とする。
- エ 事業の中でSNS等に投稿される記事について、投稿マニュアルを作成し、不適切な内容が投稿されないよう管理体制を整えること。不適切な投稿があれば速やかに修正や削除等の対応を行うこと。

(2) アンバサダーを活用した本市及びアンバサダーのファンミーティング企画

- ア 風評払しょくを狙いとした福島県外の住民に対する情報発信を目的とし、アンバサダーを囲む交流会等のイベントを開催すること。
- イ イベントの実施回数は、県外で1回を最低限の回数とすること。
- ウ イベントの実施に当たっては、本市の魅力や取組を効果的に発信するとともに、参加者が本市に関心を持ち、継続的に関わるきっかけとなる内容とすること。
- エ 実施内容、時期、会場等については、発注者と協議の上、決定すること。
- オ イベントの実施形態については、単独開催のほか、既存イベントへの参加や当該イベント内でのトーク企画・交流コーナーの実施など、効果的な実施方法を提案することができる。

カ 上記アに必要となるアンバサダーの交通費、謝礼、特産品の調達・送付等の経費については本委託費の範疇とする。

(3) 専用ウェブページの制作・運用

ア アンバサダーに関する情報を集約する専用 WEB ページを作成し、運用すること。

イ 専用ウェブページでは、アンバサダーの活動に関することや投稿内容を更新できる仕様とすること。

ウ 写真やビジュアルイメージを効果的に活用するとともに、本市公式ウェブサイト等へのリンクを使用し、本市に興味がある視聴者が見やすい構成とすること。

エ SNS サービス (Instagram、X 等) と容易に連動し、投稿やシェアされるような仕組みを取り入れること。

オ こおりやまファンクラブを紹介するページも取り込むこと。

カ 内容、レイアウト等については、発注者と協議の上、決定すること。

キ 専用ウェブページについては、令和 6 年度「郡山を知る・見る・食べる」発信業務で作成された特設ランディングページを引き継ぐこととする。

当該ページの URL : <https://www.funfankoriyama.com/>

(4) その他の企画提案

上記(1)～(3)のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実現可能な企画を提案することができる。

6 報告書及び成果品の提出

(1) 事業の実施に関する報告書

(2) その他、各種成果品データ

7 成果品の納期

令和 9 年 3 月 31 日 (水) までとする。

8 納品場所

文化スポーツ観光部観光政策課

※納品方法等の詳細は、協議の上決定する。

9 再委託の禁止

(1) 本業務の規定する主要な部分とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを原則再委託することはできない。

ア 業務における指揮、監督、総合的企画、手法の決定及び技術的判断、アンバサダーのマネジメント等

(2) 本業務の「軽微な部分」とは、個人情報を取り扱わないもので、コピー、ワープ

- ロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る。）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、ウェブページの運営管理等
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
 - (4) 本業務において、競争相手であった他の入札参加者に業務の一部を再委託することはできない。

10 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総合的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。
業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (3) 業務実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (5) 受注者は、本業務の履行に際し、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 本業務にて制作した成果品及び映像素材データの著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む)は、本市に帰属するものとする。
- (8) 業務の所管部署が変更となった場合、変更後の所管部署を納品先とすること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める業務の実施に当たって疑義が生じた場合は遅滞なく協議し、これを定めるものとする。